

令和5年12月理事会議事録

1 開催日時 令和5年12月18日（月） 15時00分 ～ 15時47分

2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部

3 出席者

理 事 長	神 田 裕 二
専 務 理 事	山 崎 章 一
公 益 代 表 理 事	山 本 光 昭
同	播 磨 俊 郎
保 険 者 代 表 理 事	木 倉 敬 之
同	今 泉 礼 三
同	長 尾 健 男
同	天 野 勝 司
被 保 険 者 代 表 理 事	古 川 大
同	寺 田 正 人
同	小 林 司
診 療 担 当 者 代 表 理 事	猪 口 雄 二
同	長 島 公 之
同	松 本 純 一
同	大 杉 和 司
公 益 代 表 監 事	塔 下 和 彦
保 険 者 代 表 監 事	吉 田 雄 彦
被 保 険 者 代 表 監 事	新 谷 信 幸
診 療 担 当 者 代 表 監 事	篠 原 彰
常 任 顧 問	加 瀬 勝
参 与	安 部 好 弘

4 議 題 1 議 事

令和5事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び
保健医療情報会計・医療介護情報化等特別会計予算等変更
(案)

2 定例報告

- (1) 令和5年10月審査分の審査状況
- (2) 令和5年11月審査分の特別審査委員会審査状況
- (3) 令和5年11月理事会議事録の公表

3 その他
令和5年度給与改定関係

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。本理事会の議事録署名者として古川理事、猪口理事にお願いをする。

また、本日は被保険者代表の福田理事が欠席である。診療担当者代表の大杉理事が遅れておられるが、現時点で理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名のうち、14名の出席を確認しているので、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは議題に入る。

議事「令和5事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び保健医療情報会計・医療介護情報化等特別会計予算等変更（案）」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び保健医療情報会計・医療介護情報化等特別会計予算等変更（案）について、

- ・中間サーバーの加入者情報の正確性確保
- ・資格確認書の切れ目のない交付に向けた対応等
- ・マイナンバーカードの利用促進に向けた対応
- ・電子処方箋の機能拡充に向けた対応

に係る主な業務内容、収入支出予算の変更、支払基金事業計画、医療機関等情報化補助業務事業計画・資金計画・業務方法書の変更等を説明。

(理事長)

ただいまの「令和5事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び保健医療情報会計・医療介護情報化等特別会計予算等変更（案）」について、質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

いろいろな予定があり、進めなくてはいけないということは分かるが、スライド21にある病院の場合の再来受付機の改修を含む、費用の補助内容の上限が書いてある。実際に、例えば大病院の現状がどうなっているかと

いうと、受診券で受け付け、自動的にどこに行くのか、様々な案内が出るようなシステムが多いと思う。

また、現行の規則で言うと、保険証確認をしなくてはならない。診察の受付後、別のところで保険証確認を月一回行っているが、いろんなパターンがある。

自動受付機は、様々なシステムとつないであるので、とても高価なものである。それをマイナ保険証で受け付けるということになると、大幅な改修が必要になる。マイナ保険証で受け付けた方は、受け付けた場所で診察を受けられるわけだが、そうなっても、今度は確認書で来られた方のために、今と同じようなシステムも残していかななくてはならないので、これは二重の大幅な改修費用が必要になると思う。

ここに書かれてあるような費用の補助内容で再来受付機の改修の支援というのは、現実と違うのではないかと思うので、ご意見をさせていただいた。

(事務局)

理事がおっしゃるように、マイナンバーカードの保険証利用を進めていくためには、現行の医療機関のシステムに、広範に影響を与える。あるいは、事務フローの全体から見て、どういうところにボトルネックがあるかということ、見ていかなければいけないということではないかと思っている。

今回、4項目にわたって、いろいろお示ししている中で、全体的にマイナンバーカードの利用促進に向けた対応を進めていくと。医療機関に対するインセンティブを提供するであるとか、カードリーダーの増設というものも含まれた上で、このような再来受付機の改修に関する予算補助というものも行われるところであるが、今後さらに利用促進を進めていく上には、何が課題になっているかということ、医療現場の実態も見ながら、しっかり対応を考えていく必要があると思っている。

今回、積極的な利用促進の取組に係る支援というものを行う際には、各医療機関において、マイナ保険証の利用が毎月どれぐらい進んでいるのかというデータも新たに取っていただけるようになるので、そういったものも見ながら、さらに対策を考えていかななくてはいけないと思っている。また、国においても、恐らく同じような問題意識というのは持っていると思う。

先般、厚生労働省の医療保険部会の中でも、特にまず公的医療機関に対して、利用率の目標設定とか、進捗管理とか、そのようなきめ細かな対策を始めるという方針も示されている。恐らくそういった公的医療機関のところから、現場における実態というものもよく確認した上で、さらにどういふところについて手当が必要なのか、対策が必要なのかといった課題と

いうのも浮かび上がってくると思っているので、私どもとしても、当局とも連携しながら、必要な対策について考えていきたいと思っている。

(診療担当者代表理事)

ぜひ、現場の現状に合わせて、もしくはどこを変えなくてはいけないのかということ、よく調査してから動かないと、ミスマッチングになると思うので、ぜひよろしくお願ひしたい。

(診療担当者代表理事)

同じような質問になるが、例えば今、病院などでは診察券で全て行っており、月に一度保険証の確認をそれぞれの診療科で行う。それはスムーズにしている。というのも、これから受付からすべて、このマイナ保険証でやるということになるのか。

今のままで、マイナ保険証は確認のときに使えばいいとばかり思っていたが、どうも違うような気がするので、質問をさせていただいた。

(事務局)

現在、健康保険証については、来年秋の廃止を予定して、様々な対応をしているが、病院の診察券自体を一律に廃止するといったような計画があるわけではなく、基本的には、各医療機関のご判断ということだと思う。ただし、患者さんが医療機関を受診するに当たって、マイナンバーカードに診察券機能も付け加えた形で、1枚で対応ができれば、利便性が向上するといった意見もあるので、3(3)にあるような、一体化に向けた取組の支援といったものが、補助メニューとして出てきているところである。これは診察券もそうだが、公費負担医療の受給者証とも一体化できれば、かなり導線も効率化されて、医療機関の事務の効率化も図れる。

そういったことも必要な医療機関において活用していただきながら、さらに一体的な利用を推進していくという趣旨だと思っている。

(診療担当者代表理事)

各病院のシステムと、それに必ずしもマイナ保険証を組み込まなくてはいけないというのは、必須ではないと理解してよろしいか。

(事務局)

必須とされているものではない。

(診療担当者代表理事)

承知した。それでは、病院ごとの判断で、今の例えば病院の診察券でうまく機能していれば、それはそれでよしとしてよろしいか。

(理事長)

おっしゃるとおり、これは必須ではないが、利用者の立場に立つと、実質的には診察券と一体になっていないと、なかなか使い勝手がよくない。

私自身も今は必ず受診するときにはマイナンバーカードで資格確認するようにしているが、多くの医療機関では必ず別途に受診券を出してくださいと言われていて、後から来た人が、プラスチックカードの被保険者証と受診券を出した人のほうが早く資格確認が終わって、マイナ保険証を顔認証付きカードリーダーで資格確認をして、もう1回受診券を出してくださいと言われて、プラスチックカードの人が早く終わってしまうみたいなことになっていて、実質、実際にマイナンバーカードを保険証として利用していただくためには、今言ったように、患者の目からいった利便性、あと医療機関側も受診券と被保険者証の資格確認というのを一体にすることによって業務の効率化が図られるので、できるだけそうしていかないと、実質的にはマイナ保険証の利用率というのは上がっていかないのではないかと考えている。

したがって、強制ではないが、利用を促進するためには、これは進めていく必要がある施策だと考えている。

(診療担当者代表理事)

マイナ保険証を普及するための方策であれば、先ほど理事が言われたように、もっと費用補助を行わないと今の支援では本当に足りないと思う。これでは対応できない。これをやれやれと言っても無理だと思う。

これは私の意見であるので、どうぞ聞き置いていただければと思う。

(保険者代表理事)

スライドの4、5で、中間サーバーの加入者情報の正確性確保であるが、今現在も登録済データの全件照会確認という作業を進める時期にあり、このときにもいろいろ効率的にやるようなご相談を保険者としてもさせていただいている。これまで国ともよく相談をしながら、保険者のほうでも点検を繰り返してきたので、保険者で点検済みのものについて、支払基金から再度の点検は求めないようにするというように、なるべく重複を避けるような確認の仕方で、まずは全件点検をやらせていただきたいというのが1点目のお願いである。

それから、この点検作業は今後恒常的になっていくわけであるが、スラ

イド5にあるように、より効率的なやり方をお互いにご相談させていただき、点検の仕方の改修等も進めながらお願いをしたい。国のほうにも、お願いをしていきたいと思っているので、よろしくようお願い申し上げます。それが2点目。

スライド9については、これからの話であるが、利用登録を解除されるような方、マイナンバーカードの証明書の有効期限切れが生じてくる時期に当たろうかと思うので、有効期限切れの方とか、返納される方についての対応ということであるが、本当にうまく進むかどうか、システム上も議論がいろいろあると思うので、よく具体的なやり方をご相談いただきながら、保険者としても的確に対応させていただきたいと思う。

最後、3点目、スライド25から29にかけて、電子処方箋も運用が始まっているが、さらにこれをリフィル対応にする、口頭同意をできるようにすることも含めて、改修を行うとされている。これは電子処方箋の検討会議に私どもも保険者として参画しているので、そこでの説明も大まかには受けているが、進捗状況もまだまだだということもあり、具体的な説明はなかなかない。

スライド29には、これから電子処方箋に限らず、オンライン資格確認も拡充されていくということが書いてあるオンライン資格確認のネットワークの活用の運営費については、保険者が負担をしている運営費の拡大につながることで、電子処方箋は別途法律をもって医療保険者が負担をするということとされたが、機能拡大があれば運営費に響くものである。毎年の年度単位での運営費については、支払基金と各保険者が契約を更新しながら、新年度の見込みに対応していくということになっている。支払基金としても厚生労働省から「こういう運営でやってくれ」と言われたからということではなくして、「こういう費用が見込まれるので、必要な費用ぎりぎりのところの負担を毎年、契約上お願いする」というような運営費の見込みの詳細について明確にしながら進めていただきたい。我々も、保険料を負担いただく方々に説明義務があるので、よろしくお願いしたいと思う。

(事務局)

3点ご指摘いただいたが、全件J-LIS照会については、今年の秋以降実施している分は、現在、突合結果を各保険者にそれぞれ分けてお送りして、確認作業を行っていただいているというところであり、大変なご協力をいただいているところである。

今回の2回目の確認ということについても、現在進めているものの成果も踏まえて、より効率的な実施をしていく。あるいは来年度からの恒常的な対応というものについても、同じようにご協力いただきながら、効率的な実施に努めていきたいと思っている。

それから、スライド9の資格確認書の交付の関係であるが、来年秋に向けて具体的にどのような形で事務手続をしていくのかというところは、まだ詳細が示されていないと。今回は、保険者の方に必要な情報をどのようにお届けするかというところのシステム改修を実施するものであるが、事務手続の詳細についてはこれから詰まってくる部分というのものもあるかと思うので、保険者をはじめ、関係の皆様方とも連携しながら対応していきたいと思っている。

そして、スライド25以降の電子処方箋の機能拡充というところも、まさにご指摘いただいたように、運営費は運営負担金から成り立っているものであるので、効率的な制度運営というものを図っていくのは当然のことだと思っているし、また、事前も含めて丁寧な情報提供、あるいは意見交換というものも必要だと認識しているので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

(理事長)

他に質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

他に質問、意見等がないようであれば、「事業計画及び保健医療情報会計・医療介護情報化等特別会計予算等変更（案）」について、原案どおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、原案のとおり決定し、法令の定めるところにより、厚生労働大臣宛て認可申請の手続を行うこととする。

なお、認可手続の途中等で軽微な修正等があった場合については、私に対応を一任させていただきたいと思うが、よろしいか。

(異議なし)

ありがとうございます。調整の結果、報告が必要な事象が生じたら、1月の理事会でご報告をさせていただきたいと考えている。

それでは、続いて定例報告に入る。

定例報告(1)「令和5年10月審査分の審査状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5年10月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

ただいまの「令和5年10月審査分の審査状況」について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に、定例報告(2)「令和5年11月審査分の特別審査委員会審査状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5年11月審査分の特別審査委員会審査状況について説明。

(理事長)

ただいまの「令和5年11月審査分の特別審査委員会審査状況」について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に定例報告(3)「令和5年11月理事会議事録」の公表について報告をする。

11月理事会議事録については、皆様に議事内容をご確認いただいた上で、議事録署名者である木倉理事、寺田理事にご署名をいただいているので、支払基金ホームページに掲載することとする。

続いて、議題3のその他である。

お手元のスライド61をご覧いただければと思う。令和5年度の給与改定についてである。

人事院勧告に基づいて、国家公務員の給与改定等があり、支払基金においても同様の改定を実施したところである。

まずは給与改定についてであるが、職員については国家公務員の改定率である0.96%の範囲内で引上げを行い、大卒の初任給を1万1,000円引き上げ、若年層に重点を置いてそこから改定率を逡減させる形で全体的な引上げを行ったところである。

また、役員については、国家公務員の指定職の改定率である0.3%に準じ、

引上げを行った。

スライド62をご覧くださいければと思う。

12月の期末手当及び勤勉手当については、国家公務員の改定状況を勘案して、職員、役員ともに0.1か月分引き上げ、12月8日に支給したことを報告させていただく。

ただいまの令和5年度給与改定関係について、質問、意見等があれば、ご発言ください。

(理事長)

全体を通して質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

全体を通して、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、本日の理事会は、これをもって閉会とさせていただきます。

次回の理事会については、年明け1月29日月曜日の午後3時から開催する予定としている。

今年1年間、理事、監事、参与の皆様方には大変お世話になり感謝している。組織改革後、新組織の本格稼働に向けて、様々な取組を行ってきた。皆様方にも四半期ごとにご報告をさせていただいているが、皆様のご理解、ご協力によって、審査実績の向上、審査結果の差異の解消についても、着実に取組が進んできていると考えているが、引き続きのご指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今年1年間、どうもありがとうございました。

令和5年12月18日

理 事 長 神 田 裕 二

被 保 険 者 代 表 理 事 古 川 大

診 療 担 当 者 代 表 理 事 猪 口 雄 二